

石川町復興推進計画

令和3年11月18日
福島県石川町

1. 計画の区域

石川町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町においても震度5強が観測され、その後も頻発する余震により、家屋や道路等のインフラに大きな被害が生じた。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、産業全体に深刻な影響を及ぼした。本町の製造業の製造品出荷額は震災前と比較すると28.1%減少し、従業者数は21.1%減少するなど、雇用の不安定化が懸念され、地域経済に深刻な影響を及ぼした。近年では、製造品出荷額は18.1%の減少と多少の回復傾向にあるものの、従業者数は26.7%減少となっており、まだまだその影響は大きいと考えられるところである。

こうした中、本町の中核的産業を担い得る企業の進出及び設備投資を支援することにより、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、本町の中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に立地する日創プロニティ株式会社（以下「対象事業者」という。）が、生産増強を図ることを目的として、藤沢工業用地（大字沢井字藤沢地内）において、新工場及び設備の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における金属製品製造業は、町内の製造業において従業員数は第8位となることが見込まれる中核的産業である。また、本事業は、本町の金属製品

製造業における従業員数の 51%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者 10 人の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は、本計画の目標である「地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③東日本大震災復興特別区域法施行規則第 2 条に規定する該当事業

東日本大震災復興特別区域法施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱UFJ 銀行

株式会社福岡銀行

株式会社西日本シティ銀行

株式会社三井住友銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（東日本大震災復興特別区域法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、太陽光パネル設置架台、防火パネル等の金属製品製造業として操業してきたところである。

当該計画の実施により、生産設備の充実が図られ、更に最先端の製品製作が可能となることによって、地域の関連産業においても売上げの増加等の活性化が図られるとともに雇用の安定的な創出が期待される。

したがって、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、石川町、福島県、石川町商工会、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社三井住友銀行、対象事業者を構成員とする石川町復興推進協議会（地域協議会）を書面開催し、第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。